

<平成24年4月1日施行>

都市計画法関係の手数料一覧表

○開発行為許可申請手数料 (都市計画法第29条第1項)				
区 分		自己用住宅	自己用業務	非自己用
A : 開発区域の面積	A < 0.1ha	8,600円	13,000円	86,000円
	0.1ha ≤ A < 0.3ha	22,000円	30,000円	130,000円
	0.3ha ≤ A < 0.6ha	43,000円	65,000円	190,000円
	0.6ha ≤ A < 1.0ha	86,000円	120,000円	260,000円
	1.0ha ≤ A < 3.0ha	130,000円	200,000円	390,000円
	3.0ha ≤ A < 6.0ha	170,000円	270,000円	510,000円
	6.0ha ≤ A < 10.0ha	220,000円	340,000円	660,000円
	10.0ha ≤ A	300,000円	480,000円	870,000円
○開発行為変更許可申請手数料 (都市計画法第35条の2第1項)				
設計の変更	開発区域の面積に応じ、上表により算定した金額の1/10の額			
区域の編入	新たに編入される開発区域の面積に応じ、上表により算定した金額			
その他の変更	10,000円			
※前記2以上の変更の場合は、870,000円を上限とし合算した金額				
○市街化調整区域等における建築物の特例許可申請手数料 (都市計画法第41条第2項ただし書)				46,000円
○予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 (都市計画法第42条第1項ただし書)				26,000円
○開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 (都市計画法第43条第1項)				
区 分		金 額		
A : 敷地面積	A < 0.1ha	6,900円		
	0.1ha ≤ A < 0.3ha	18,000円		
	0.3ha ≤ A < 0.6ha	39,000円		
	0.6ha ≤ A < 1.0ha	69,000円		
	1.0ha ≤ A	97,000円		
○開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 (都市計画法第45条)				
区 分		自己用住宅	自己用業務	非自己用
面積区分なし		1,700円		17,000円
A : 開発区域の面積	A < 1.0ha		1,700円	
	1.0ha ≤ A		2,700円	
○開発登録簿の写しの交付手数料 (都市計画法第47条第5項)				470円

※手数料は現金です。また、金額は申請する際にご確認ください。